

学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

埼玉県立朝霞西高等学校

日頃より本校の教育活動に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校感染症による出席停止措置は、学校保健安全法施行規則の基準に沿って医師の意見を聞き、学校長が期間を定め指示することとなっております。学校感染症にかかった場合は、本人の健康の回復と他の者への感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。

以下の点にご注意いただき、登校の際は書類を担任にご提出ください。

感染症で欠席される場合の手続き

① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください（048-466-4311）

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

<インフルエンザの場合>

- ・本校の<様式1>の「インフルエンザ治癒届」を保護者が記入しご提出ください。併せて、医師からの診断と治療が証明できるもの（調剤説明書のコピー等）を必ず添付してください。添付書類がないものは受付できません。
- ・添付書類がない場合はお手数ですが、<様式2>の「感染症治癒証明書」を医療機関で記入していただきご提出ください。

<インフルエンザ以外の感染症の場合>

- ・本校の<様式2>の「感染症治癒証明書」を医療機関で記入していただきご提出ください。または診断名、治療期間がわかり医師の押印がある書類でも結構です。

③ 提出時期

- ・登校時に提出

原則は登校時ですが、困難な場合は後日提出していただいても結構です。

※ 提出書類は学校のホームページからダウンロードしていただけます。学校にもありますので、担任または保健室までご相談ください。

出席停止となる主な感染症

病名	出席停止の基準
インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症（発熱等）した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、か皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※ この他にも、学校で流行が起こった場合又は流行のおそれがある場合、流行防止のため出席停止の措置が必要になる感染症があります

インフルエンザ治癒届

埼玉県立朝霞西高等学校長 様

第 学年 組 ()

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

下記の通り報告いたします。

記

1 診断名

・インフルエンザ (型)

2 期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

(発症(発熱)日: 月 日)・・・この翌日から5日間は出席停止
(診断を受けた日: 月 日)
(解熱した日: 月 日)

3 診断を受けた医療機関

医療機関名

住 所

※この届けは、医療機関で診断された結果をもとに保護者の方が記入してください。
また、生徒の名前と処方された薬剤、処方日が分かるもの(お薬手帳や薬の説明書)の写しを必ず添付し、提出してください。診断されたことを証明できるものであれば可。添付書類がない場合は、他の感染症と同じ感染症治癒証明書の提出となります。
出席日数に係る為、不備書類は受付できませんのでご了承ください。

<様式2>

感染症治癒証明書

埼玉県立朝霞西高等学校長 様

第 学年 組 ()

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

病 名 : _____

発病年月日 令和 年 月 日

治癒年月日 令和 年 月 日

上記の通り証明します

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____